

{平 13. 11. 16}
{基礎小 4 - 3}

地方稅參考資料

税制改革に伴う地方税財政措置

(平成元年の税制改革)

(単位：億円)

税 目	減 収 額	消費税配分額	譲与税、交付税の区分
1 地方税	△ 20,832		消費譲与税 (消費税の1/5)
個人住民税	△ 9,213	1,003	10,885
法人住民税	△ 625		
法人事業税			
現行間接税 (消費税との調整)	△ 10,994	10,994	10,885 109
2 地方交付税	△ 9,338	9,338	地方交付税 10,450 (消費税(除譲与税)の24%)
合 計	△ 30,170	21,335	減収超過額 8,835

税制改革に伴う地方税財政措置 (平成6年の抜本改革)

(単位：億円)

項 目	減収額(歳出増加分を含む。)	地方税財政措置
1 個人住民税等の恒久減税	18,050	[地方税財源 確保必要額 25,360]
① 個人住民税	10,290	
② 地方交付税(所得税減税のはね返り)	7,760	
2 先行減税償還財源	2,530	※ [地方消費税分 10,190]
3 地方団体の消費税負担増加分等	2,440	
① 消費税負担増加分	4,000	
② ①のうち地方債発行により得るもの	▲ 1,560	[地方交付税分 15,170]
4 社会保障関係	2,340	
① 物価スライド分	340	
② 社会福祉	2,000	
合 計	25,360	

現行消費税に係る
地方交付税分

13,730

地方交付税分

15,170

地方交付税
28,900

地方交付税率
29.5%

国の消費税(4%)
97,970

※

10,190

地方消費税

24,490

現行消費譲与税分

14,300

国の消費税の25%
(1%分)

(注) 精査の結果、数値は
異動することがある。

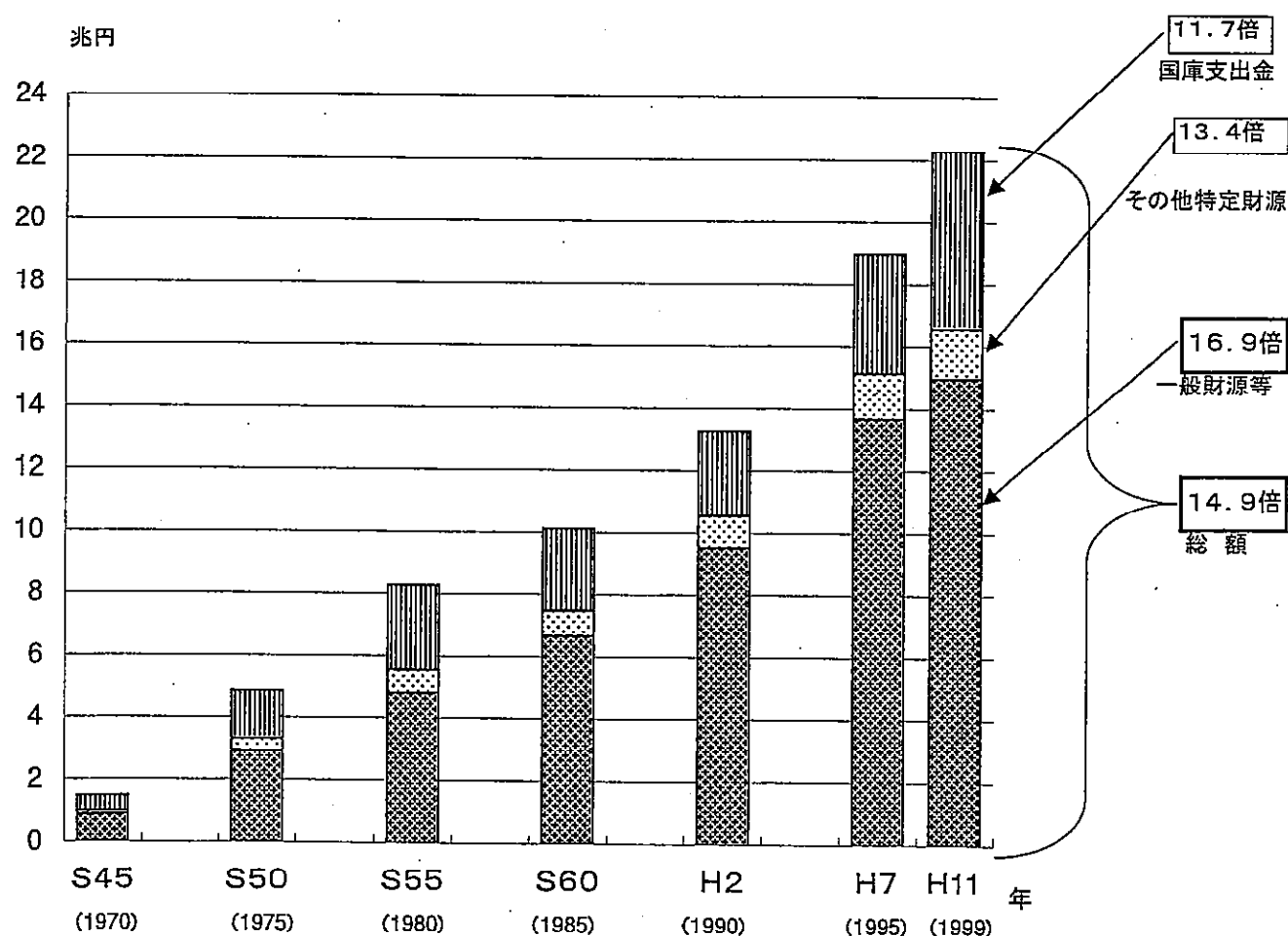
制度減税、地方消費税創設等に伴う増減収(億円：平年度)

	計	都道府県	市町村
1 個人住民税制度減税	▲10,290	▲1,820	▲8,470
2 地方消費税の創設	24,490	12,245	12,245
3 消費譲与税の廃止	▲14,300	▲7,800	▲6,500
合 計	▲100	2,625	▲2,725

(注) 地方消費税については、市町村に対する交付金調整後の額である。

地方公共団体の社会福祉系統経費とその財源内訳の推移

- 少子高齢化の進展に伴い、地方公共団体の社会福祉系統経費は、平成11年度で約22兆3,000億円(昭和45年当時と比べ29年間で約14.9倍)と著しく増大。
- その財源内訳をみると、国庫支出金が約5兆7,000億円(同約11.7倍)であるのに対し、地方の一般財源等が約15.0兆円(同約16.9倍)と大きく、かつ伸びもより著しくなっている。
- 今後の少子高齢化の一層の進展に伴い、地方公共団体の社会福祉系統経費はさらに増大することが見込まれる。



(注)平成11年度に表示されている数値は、昭和45年度を1とした場合の伸び率である。

わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－（抄）

（平成12年7月）
税制調査会

二 法人課税

2. 法人事業税

(4) 法人事業税への外形標準課税の導入

⑤ 導入の時期

法人事業税への外形標準課税の導入は、地方分権を支える安定的な地方税源の確保に資すること、応益課税としての税の性格の明確化につながるとともに、地方の行政サービスによって受益を得ている法人が薄く広く税を負担することを通じて、税負担の公平化につながる
こと、さらに、所得に係る税負担を相対的に緩和することとなり、より多くの利益をあげる
ことを目指した事業活動を促し、経済の活性化、経済構造改革の促進に資すること等の重要な意義を有する改革であり、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえれば、すべての都道府
県において幅広い業種を対象に、薄く広く負担を求める外形標準課税について、景気の状態
等を踏まえつつ、早期に導入を図ることが必要です。

地方消費税の概要

（ 地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、平成6年秋の税制改革において創設され、平成9年4月1日から施行されたものである。）

1 課税団体	都道府県
2 納税義務者	譲渡割 課税資産の譲渡等を行った事業者 貨物割 課税貨物を保税地域から引き取る者
3 課税標準	消費税額
4 税率	100分の25（消費税率換算1%）
5 申告納付等	譲渡割 当分の間、国（税務署）に消費税と併せて申告納付等 貨物割 国（税関）に消費税と併せて申告納付等
6 清算・交付	都道府県は、国から払い込まれた地方消費税相当額について、商業統計の小売年間販売額その他消費に関連した基準によって都道府県間において清算 清算後の金額の2分の1に相当する額を都道府県内の市区町村に対して人口及び従業者数にあん分して交付
7 税 収	平成11年度決算額 2兆4,793億円 平成13年度地方財政計画額 2兆5,646億円

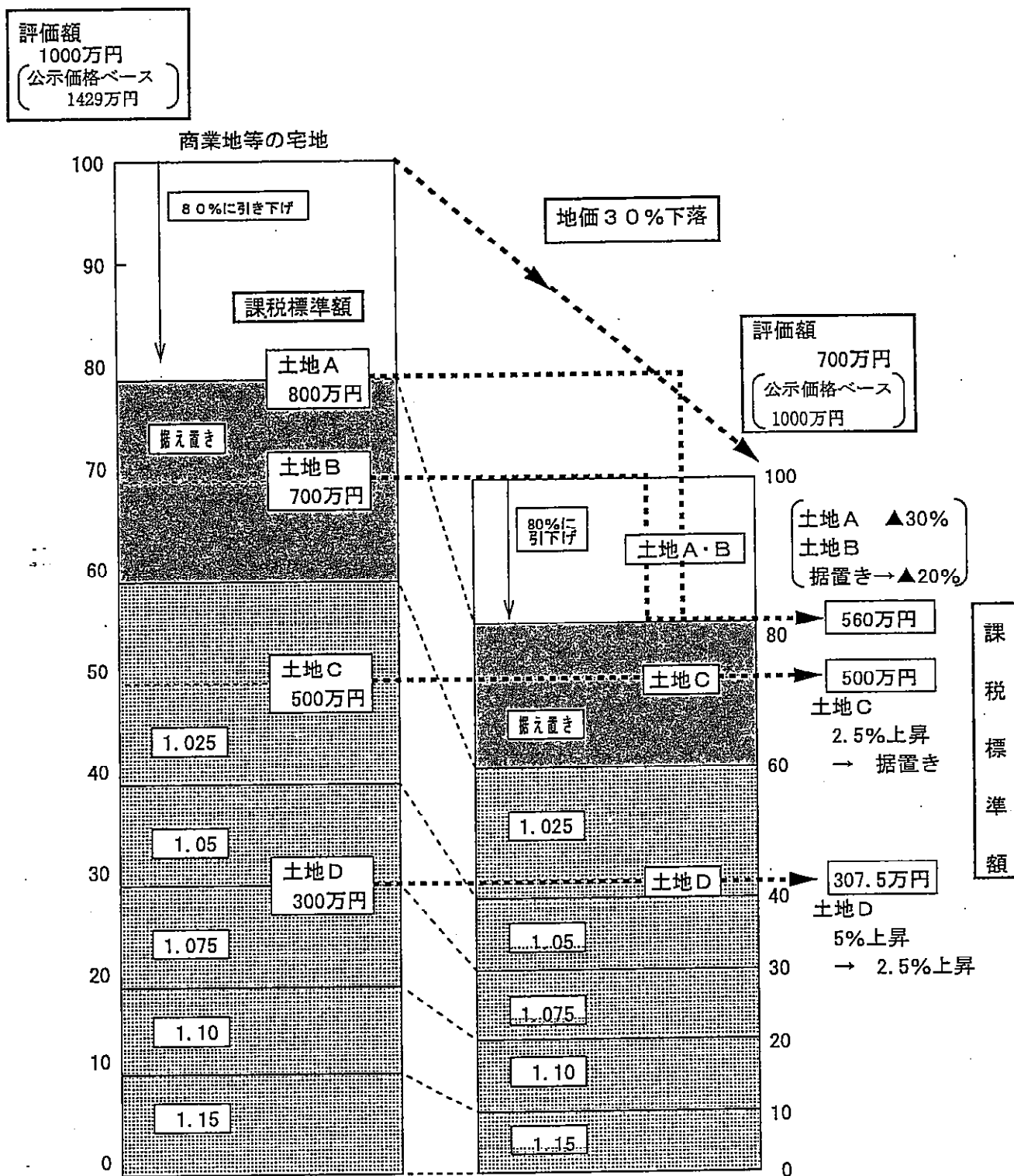
※ 地方消費税の清算の基準

指 標	ウエイト
「小売年間販売額（商業統計）」＜平成9年6月1日現在＞と 「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」 ＜平成11年11月15日現在＞の合算額	6 / 8
「人口（国勢調査）」＜平成12年10月1日現在＞	1 / 8
「従業者数（事業所・企業統計）」＜平成8年10月1日現在＞	1 / 8

※ 地方消費税の交付の基準

指 標	ウエイト
「人口（国勢調査）」＜平成12年10月1日現在＞	1 / 2
「従業者数（事業所・企業統計）」＜平成8年10月1日現在＞	1 / 2

従来のスキーム（平成9～11年度）においても地価が下がれば減収になる仕組み



税 額				
土地A	11.2万円	→	7.8万円	(▲ 3.4万円、▲ 30%)
土地B	9.8万円	→	7.8万円	(▲ 2.0万円、▲ 20%)
土地C	7.0万円	→	7.0万円	(± 0万円)
土地D	4.2万円	→	4.3万円	(+ 0.1万円、+ 2.5%)
合 計	32.2万円	→	26.9万円	(▲ 5.3万円、▲ 16.5%)

現行スキームは負担水準の均衡化を進める仕組み

土地Aの課税標準額
土地Dの課税標準額

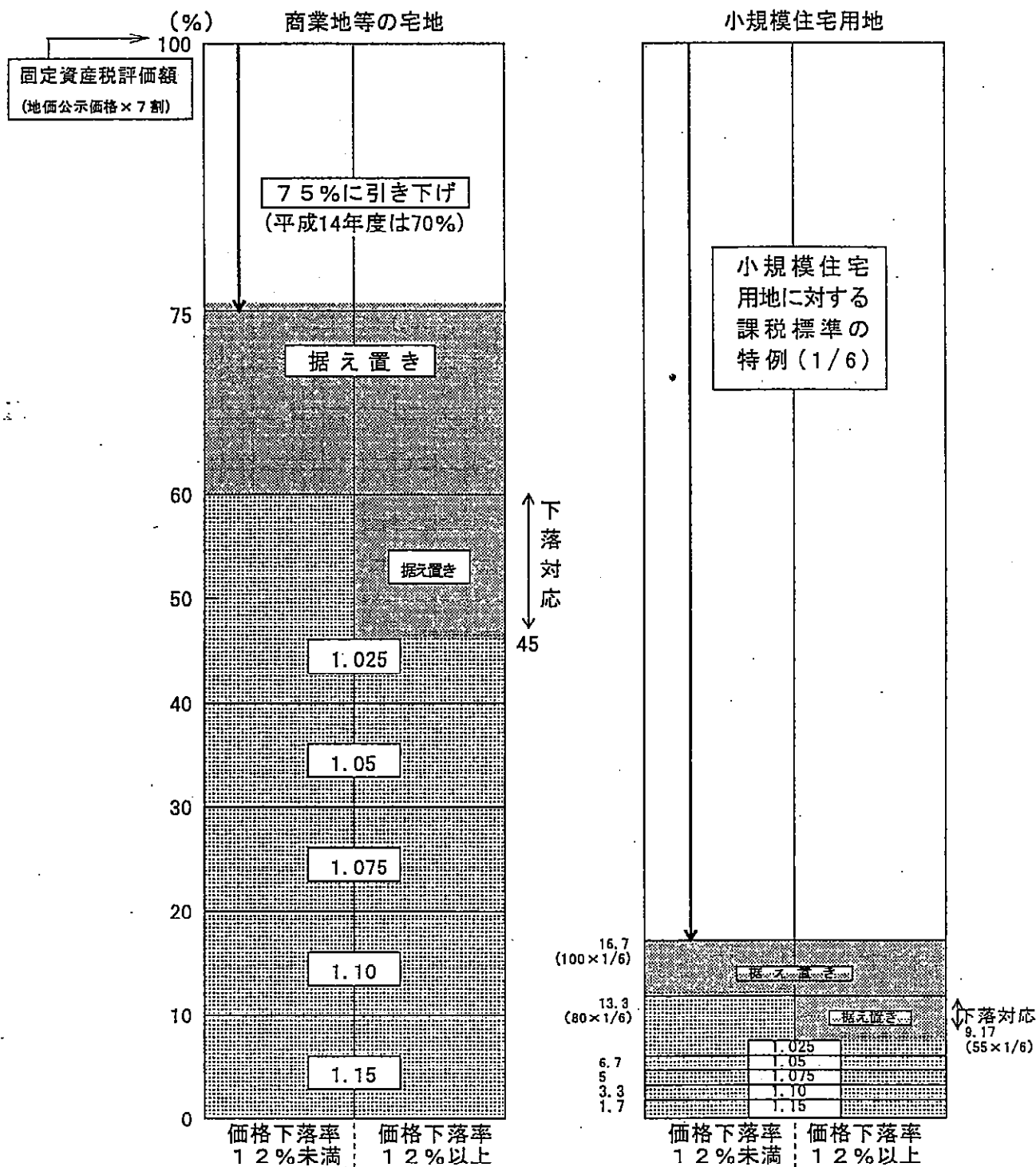
= 2.67 → 1.82

宅地に係る固定資産税の課税のしくみ（平成12年度～平成14年度）

（基本的なスキーム）

固定資産税額

$$= \text{課税標準額} (\text{前年度課税標準額} \times \text{負担水準に応じた負担調整率}) \times 1.4\%$$



○負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額 (小規模住宅用地の場合は新評価額} \times 1/6)} \times 100 (\%)$

○価格下落率 = $\frac{\text{平成9年度評価額} - \text{新評価額}}{\text{平成9年度評価額}} \times 100 (\%)$

平成13年度又は平成14年度において、さらに地価に関する諸指標から下落傾向が見られる場合には、簡易な方法により評価額に修正を加えることができる。

商業地等に係る負担水準の状況(平成12年度推計)

負担水準：%

100

90

80

70

60

50

40

30

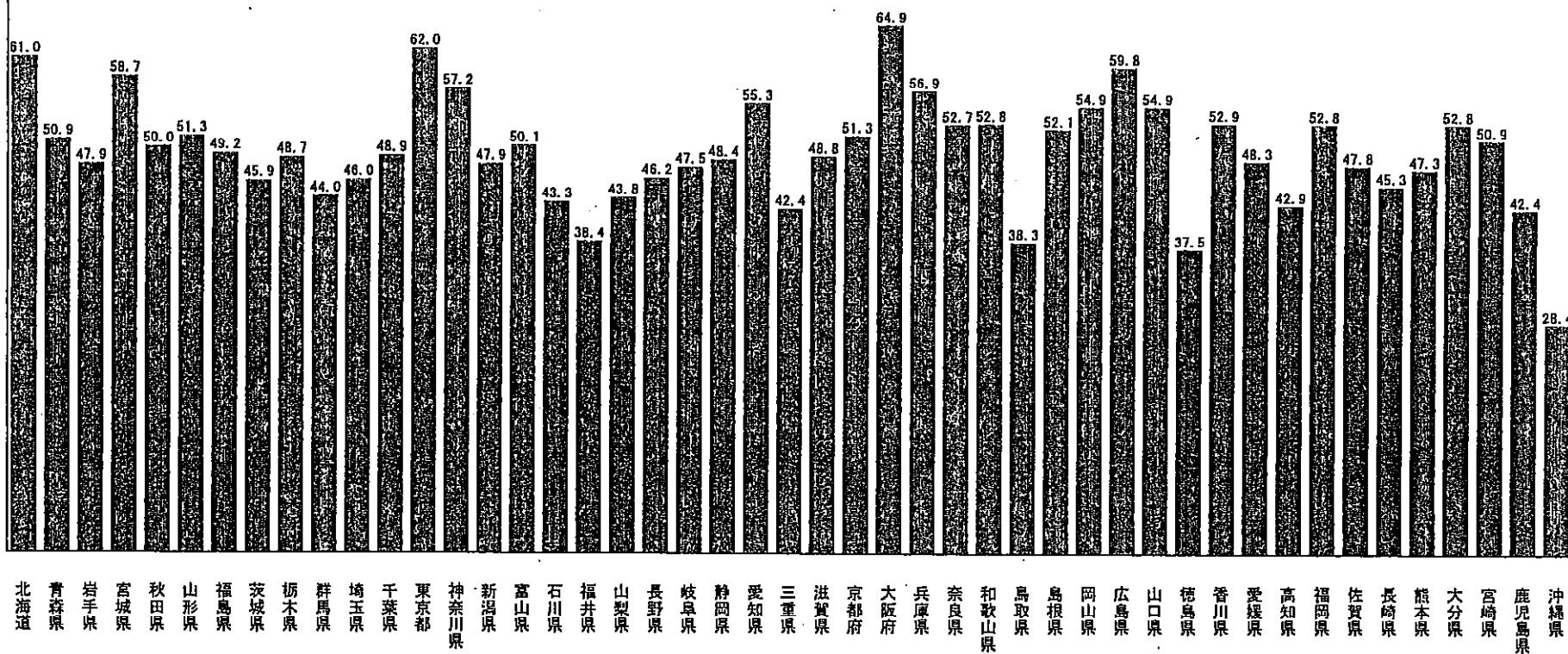
20

10

0

負担水準＝平11課税標準額／平12評価見込額
商業地等の宅地とは、住宅用地以外の宅地である。

(参考) 全国の商業地等の宅地の
負担水準 54.6%



特別土地保有税の概要

＜土地投機の抑制及び土地供給の促進を目的として、昭和４８年度に創設された市町村税＞

特別土地保有税の課税

- | | |
|--------|--|
| ■課税客体 | 土地の所有（保有分）又は取得（取得分） |
| ■納税義務者 | 土地の所有者又は取得者 |
| ■税率 | 保有分：1. 4% 取得分：3. 0% |
| ■免税点 | ○指定都市の区の区域及び特別区の区域 2, 000㎡
○都市計画区域を有する市町村の区域 5, 000㎡
○その他の市町村の区域 10, 000㎡ |

■ 税額

●保有分

土地の取得価額	×	税率	－	固定資産税相当額	=	税額
毎年1月1日において 所有する土地の取得 価額の合計額	×	1.4%	－	これらの土地の固定 資産税の課税標準と なるべき価格の合計額	×1.4%	= 税額

●取得分

土地の取得価額	×	税率	＝	税額
毎年1月1日又は7月1 日前1年以内に取得 した土地（既に申告 納付すべきであつた ものを除く。）の取 得価額の合計額	×	3.0%	＝	税額

不動産取得税相当額	＝	税額
これらの土地に係る不動 産取得税の課税標準とな るべき価格の合計額	× 4.0%	＝ 税額

■収入の状況（単位：億円）

年 度	総 額	保有分	取得分
平成10年度	618.6	505.4	113.2
平成11年度	475.2	396.3	78.9
平成12年度	424.7	352.4	72.3

■徴収猶予中の土地（H13.8.31現在） 猶予税額 約5,300億円

特別土地保有税の変遷

土地投機の抑制及び土地供給の促進を
目的として昭和48年度に創設

< 主な改正 >

< バブルに係る対応 >

昭和53年度改正

◎恒久的な建物等の用に供する土地に係る
納税義務の免除制度の創設【免除土地】

→ 利用に供されてない土地に対する課税

昭和63年度改正

◎ミニ保有税（S57創設）の免税点引下げ

平成3年度改正

◎三大都市圏の特定市における免税点の時限
的な引下げ（一律1,000㎡）
◎市街化区域内の土地で保有期間が10年を超
える土地も課税対象とする措置

平成6年度改正

◎ミニ保有税の廃止

平成10年度改正

◎免除土地に係る徴収猶予・免除制度の創設

→ 最終的に利用に供されない土地に対する課税

平成10年度改正

◎三大都市圏の特定市における免税点の時限
的な引下げの廃止
◎市街化区域内の土地で保有期間が10年を超
える土地も課税対象とする措置の廃止

◎地価下落に対応した課税標準額（取得価額）
の簡易な修正制度の創設

→ バブル期に課税強化した部分を元に戻す

平成11年度改正

◎他人に譲渡する土地に係る徴収猶予・
免除制度の創設【他人譲渡】

平成13年度改正

◎事業計画を変更する土地に係る徴収猶予・
免除制度の創設【計画変更】

特別土地保有税＝未利用地の有効利用を促進する税制

特別土地保有税は有効利用促進税制

(最終的に有効利用される予定があれば課税されないしくみ)

